

〔八雲御抄作法〕一歌書様

同姓は藤原人許ならば不書姓、他姓は可書之、又源平已下人家同之、親王も有臣字、具平々々如此雖禁中内々事、又中役以前には、唯詠某題詠何首和歌など書て、權大納言藤原某左衛門督源某也、或書兼官、或書本官、多は本官也、參議左近中將なども書、普通には參議某也、或略姓、如法當座などに納言已上などは可從時、上字は通光卿常書、但應製臣上は一を不書といへり、兼行も不書之、藏人頭藏人なども不書、國司は前加賀守など書、他官は不然、又朝臣不可然事也、大臣は不書姓、左大臣某、内大臣某也、關白は雖中殿、不書陪宴陪中役等字、只秋夜詠々々也、序者外書同字、兩說歟、保安花見行幸、太政大臣雅實、不書同字、或說臨時宴には陪宴とは不書、是不用例也、諸社披講歌には、書官位兼行朝臣也、不可書臣上、無披講歌進時、奥に書官姓名、是一說也、歌合屏風障子等歌也、大嘗會作者は不可然歟、

〔八雲御抄作法〕一公卿書様

古今、在原行平朝臣なども、後撰大略同、藤原兼輔朝臣なども、又大納言顯忠、權中納言時望ともあり、右兵衛督師尹朝臣とも有、拾遺中納言朝忠卿、右衛門督公任卿なども、故人現存同、又源延光とも、小野好古朝臣、又國章をば藤の又藏人藤とも非一様、總後集作法也、略中

一四位  
古今、在原業平朝臣、藤原敏行朝臣、已下代々一同如此、拾遺少々加官非普通事、朝臣之四位は、唯姓名也、千載に稅部宿禰成伸と書也、姓次書某宿禰とは未書

一五位  
在原棟梁紀貫之、以後代々同、拾遺少々加官例、別事歟、

〔古今和歌集卷〕ふるとしに春たちける日よめる

在原元方